

進歩性に関する近時の裁判例（Ⅸ）



みやび坂総合法律事務所
弁護士・弁理士・職務発明コンサルタント 高橋 淳

第1 進歩性判断モデル

本稿は、以下に記載する進歩性判断モデルに従い、近時の知財高裁の裁判例である図柄表示媒体事件判決：（令和3年（行ケ）第10080号）を分析するものである。

ア 進歩性判断を容易性判断と想到性判断に区分する。

イ 容易性判断に際しては、以下の3つのステップ毎に検討する。

（ア） 課題発見の容易性

（イ） 主引用発明の選択の容易性

*この選択の容易性は、対象発明と主引用発明との課題の共通性又は構造機能の共通性がある場合に肯定される。

（ウ） 主引用発明に対する副引用発明等の適用の容易性

*この適用の容易性判断においては、動機づけ基礎づけ事由と動機づけ阻害事由を総合考慮する。

*動機づけ基礎づけ事由としては、以下のものがある。

（a） 引用発明における示唆があること

（b） 技術分野の関連性

（c） 課題の共通性

（d） 作用機能の共通性

ウ 対象発明が奏する効果が、対象発明の構成から予測される効果と対比して顕著である場合には、イの検討により容易性が肯定される場合であっても、進歩性を肯定する。